

議題1

第1次市川市空家等対策実施計画 の策定について

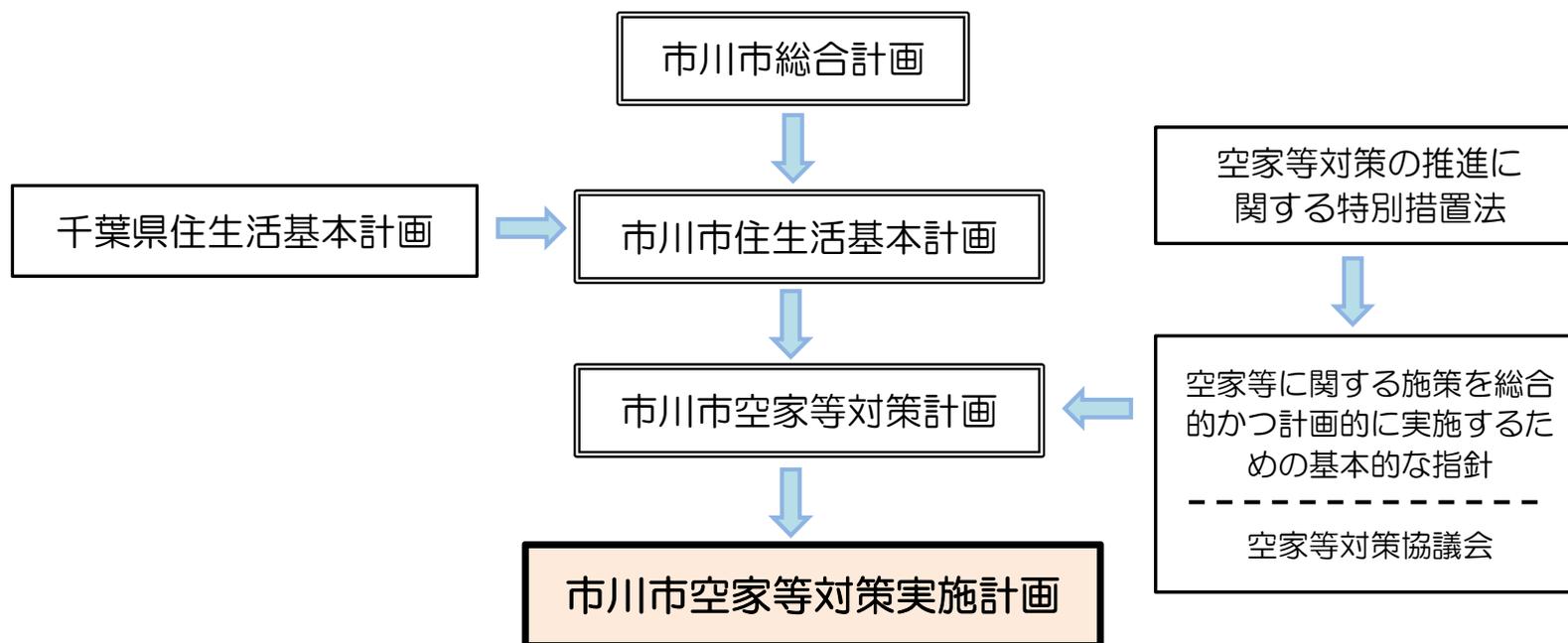
実施計画の目的

「市川市空家等対策計画」に定めた施策を効率的かつ段階的に実施するため、本実施計画を策定する。

本実施計画では、市が今後取り組む各事業の内容や実施スケジュールを示す。

市は、本実施計画に基づき、各事業の進捗管理を行っていく。

実施計画の位置付け



※市川市空家等対策計画と同様に、市川市空家等対策協議会での協議を踏まえ、実施計画を策定する。

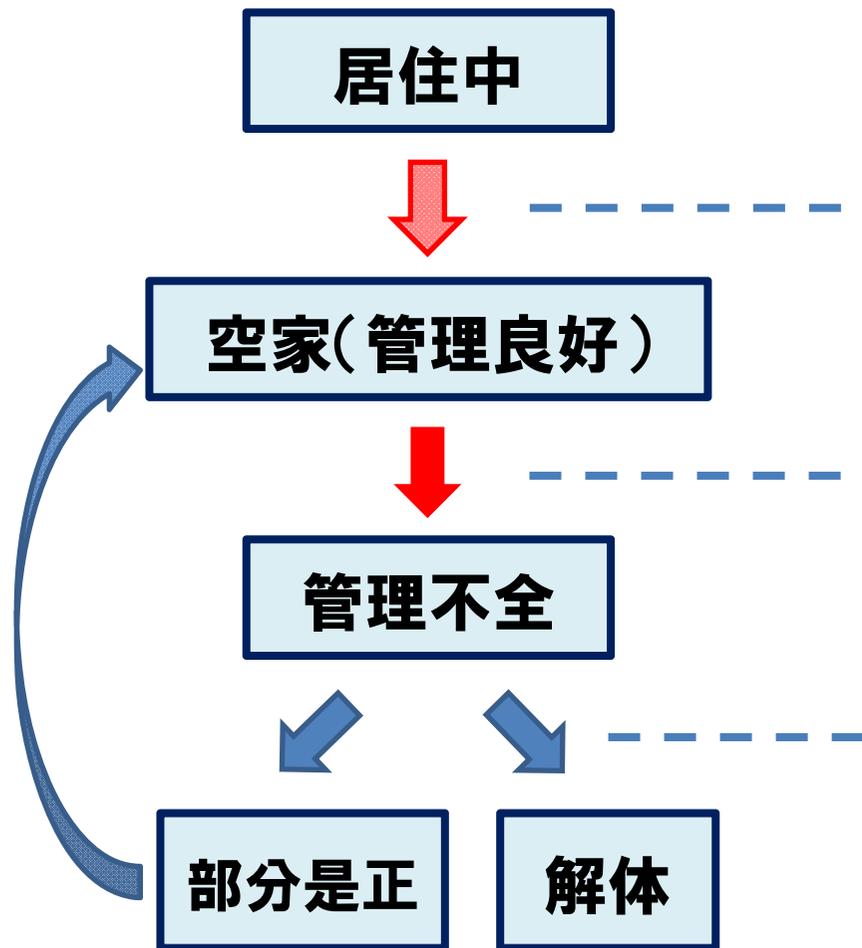
計画の期間

「市川市空家等対策計画」は平成29年度から平成38年度までの10年間としている。

本実施計画は、国の政策動向や社会情勢の変化等による事業の見直しが想定されるため、平成30年度から平成33年度までの4年間(第1次実施計画)とする。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
市川市 空家等対策計画		H29~H38								
市川市 空家等対策実施計画		H30~H33			H34~H38(予定)					

空家等対策のイメージ



※是正されたものの約8割は解体

※必要な3つの取組み

- ①《空家化の予防》
- ②《空家等の適切な管理》
《活用促進》
- ③《管理不全な状態の
解消》

※具体的施策を実施計画に明記する

事業の体系

空家等対策計画にて定めるもの		実施計画にて定めるもの
取組	分類	実施施策
1 空家化の 予防	(1) 予防に関する啓発	自治会回覧による啓発など
	(2) 良質な住宅・住環境の整備	耐震診断・耐震改修助成事業など
	(3) 相談体制の整備	関連団体との連携による相談体制の拡充など
2 空家等の 適切な管理・ 活用促進	(1) 管理に関する啓発・情報提供	納税通知書を活用した啓発など
	(2) 所有者による管理が困難な場合の対策	相続財産管理人制度の活用など
	(3) 活用(流通)促進	空家活用リフォーム推進事業(仮)など
	(4) 解体促進	譲渡所得の特別控除制度の周知など
	(5) 相談体制の整備	市民相談の実施など
3 管理不全な 状態の解消	(1) 所有者等による是正措置の促進	空家法に基づく指導等の実施など
	(2) 所有者による管理が困難な場合の対策	略式代執行の実施など
	(3) 解体促進	特定空家除却・跡地活用事業など
	(4) 関係団体との連携強化	関係団体との連携強化